

## 特定地域型保育事業者の確認について

## ○地域型保育の種類

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

## ○確認

子ども・子育て支援法における「施設型給付費」又は「地域型保育給付費」の支給に係る施設又は事業を行う者として市町村長が行うもの

- \*特定地域型保育事業者の確認は、当該確認をする市町村の区域に居住地を有する者に対して効力を有する。
- \*特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- \*地域型保育事業所の所在地以外の市町村長は、所在地市町村長の同意を得なければ、確認をしてはならない。  
ただし、同意を要しないことについての協議ができていれば、同意は不要。

## 【平成 27 年度 確認事業者】

種 類	事業所名	所 在 地	事 業 者
事業所内 保 育	ちびっこランド ちどり	淡路市久留麻 1907 番地 マンション北の街 307	社会福祉法人 千鳥会
事業所内 保 育	すくすく保育園	南あわじ市八木寺内 1152 番地 1	医療法人社団 うしお会
事業所内 保 育	翁寿園保育所	南あわじ市八木寺内 373 番地 1	社会福祉法人 淡路島福祉会

※各施設とも従業員枠での利用のため、本市で利用定員の設定はありません。